



島根県報

平成26年4月4日（金）

号外第68号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第228号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町佐陀本郷35番1地先から同番3地先まで	前	メートル 15.67～ 18.84	メートル 25.37	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅 仮設道設置
			後	15.67～ 73.81	25.37		
"	松江島根線	松江市島根町大芦3123番1地先から同地先まで	前	15.00～ 28.00	24.00	雲南県土整備事務所	減幅 不用物件発生 事業用地と交換
			後	15.00～ 22.00	24.00		
"	川本波多線	飯石郡飯南町志津見636番地先から同817番地先まで	前	47.00～ 108.00	85.00	雲南県土整備事務所	減幅 町道移管
			後	12.00	85.00		
"	美郷大森線	大田市水上町福原字榎ヶ坪383番4地先から同386番4地先まで	前	A	4.00～ 6.00	232.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	13.00～ 19.00		
			後 B	13.00～ 50.00	130.00		
"	"	大田市水上町福原字吉田原756番5地先から同町福原字クベ755番地先まで	前	A	3.50～ 6.50	70.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	25.00～ 43.00		

		大田市水上町福原字吉田原754番7地先から同町福原字クベ755番地先まで	後 B	15.00～ 43.00	74.00	県央県土整備事務所大田事業所	市道移管に伴うBの延伸
"	"	大田市水上町福原字クベ339番1地先から同336番1地先まで	前 A	3.50～ 3.70	66.00		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	17.00～ 33.00	58.50		
			後 B	17.00～ 33.00	58.50		
"	"	大田市水上町福原字奥カイヤ750番1地先から同町福原字古殿847番1地先まで	前 A	3.30～ 7.20	134.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	
			前 B	12.00～ 57.00	118.00		
			後 B	12.00～ 57.00	118.00		

島根県告示第229号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 4 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町佐陀本郷35番1地先から同番3地先まで	メートル 25.37	平成26年 4月4日	松江県土整備事務所	
〃	大田桜江線	邑智郡川本町大字南佐木167番1地先から同225番1地先まで	324.20	平成26年 4月4日	県央県土整備事務所	
〃	美郷飯南線	邑智郡美郷町酒谷489番地先から同494番1地先まで	112.00	平成26年 4月4日		